

京都市東山区まちづくり支援事業審査会設置要綱

平成26年2月27日制定

令和 6年3月8日改正

令和 7年3月28日改正

(設置)

第1条 助成金の交付、不交付、交付額及び交付条件について、調査し、及び審議するため、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)第26条に規定する委員会として、京都市東山区まちづくり支援事業審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(委員の構成)

第2条 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 条例第28条第1項に規定する市長が定める期間は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

4 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 審査会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、区長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 6 審査会委員は、助成金の申請団体に対して、適宜、助言や協働の提案を行う。
- 7 審査会は、東山区まちづくり支援事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条第1項に定める申請期間終了後、速やかに開催するものとする。
ただし、交付要綱第5条第1項第3号に定める事業については、申請があった都度、速やかに開催するものとする。
- 8 審査会の委員が属する団体等が助成金の交付申請者となる等、当該委員が利害関係者にあたると認められる申請案件について、当該委員は当該申請案件の議事に加わることができない。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、東山区役所地域力推進室において行う。

(オブザーバー)

第7条 審査会は、委員以外で活動の助言や協働の提案を求めることができる者をオブザーバーとして参加を要請することができる。オブザーバーは、助成金の審議には直接的に加わることができない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月27日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 東山区まちづくり支援事業審査会設置要綱(以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に旧要綱に基づく東山区まちづくり支援事業審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、まちづくりアドバイザー及び東山区役所地域力推進室長を除き、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)に審査会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる任期は、第3条の規定にかかわらず、施行日における旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。